

上野原市告示第28号

上野原市妊産婦健診時交通費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

上野原市長 村上 信行

上野原市妊産婦健診時交通費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安心・安全な妊娠・出産ができるよう支援するとともに、妊産婦の経済的負担の軽減を図るため、市外の医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）で妊婦一般健康診査及び産婦健康診査（以下「妊産婦健診」という。）を受診した妊産婦に対して、当該医療機関等までの交通費を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 交通費の助成対象者は、令和8年4月2日以降に出産（流産等を含む。）した者であって、妊産婦健診の受診日及び申請時に本市に住所を有するものとする。

(助成対象経費及び額)

第3条 助成の対象とする経費及び助成額は、本市に妊娠の届出をした後に受診した妊産婦健診の受診に伴う交通費とし、次の各号のとおりとする。ただし、自家用車の駐車料金及びタクシーの利用料金は、助成の対象としないものとする。

(1) 妊婦一般健康診査の受診に際し助成対象者の住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から医療機関等までの移動に伴う費用（最大14往復分）について、別表に定める額

(2) 産婦健康診査の受診に際し助成対象者の住所地から医療機関

等までの移動に伴う費用（最大2往復分）について、別表に定める額

- 2 助成対象者の介助のために医療機関等までの移動に同行した者がいた場合は、当該同行者1人分の鉄道又はバスの利用に伴う交通費も助成の対象とすることができる。

（助成の申請）

第4条 助成金の交付を申請する助成対象者（以下「申請者」という。）は、上野原市妊産婦健診時交通費助成事業交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、最後に受診した妊産婦健診の受診日から1年以内に市長に申請しなければならない。

- （1） 上野原市妊産婦健診時交通費助成内訳書（別紙）
- （2） 妊産婦健診の受診日を確認することができる母子健康手帳等の写し
- （3） 助成金の振込を希望する口座の通帳等の写し

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上野原市妊産婦健診時交通費助成事業交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還等）

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付された助成金の全部又は一部について、返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による助成金の交付のために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第3条関係)

移動手段	助成金の額		
1 自家用車のみを利用した場合	住所地から医療機関等までの片道の距離	30 km以下	2,000円
		31 km以上 40 km以下	3,000円
	(1 km未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた距離とする。)	41 km以上 50 km以下	4,000円
		51 km以上 60 km以下	5,000円
		61 km以上	6,000円
2 鉄道のみ、バスのみ又は鉄道とバスを混合して利用した場合	実費		
3 自家用車を含む複数の移動手段を混合して利用した場合	自家用車を利用した片道の距離 (km) × 37円に移動手段の2の額を加えた額 (1 km未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた距離とする。)		

上野原市長 宛

上野原市妊産婦健診時交通費助成事業交付申請書兼請求書

上野原市妊産婦健診時交通費助成を受けたいので、上野原市妊産婦健診時交通費助成事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請し、請求します。

申請者

フリガナ 申請者氏名 (妊産婦本人)	生年月日	年 月 日
	電話番号	
住所		
助成請求額 (内訳書の①+②の額)	円	

必要書類	<input type="checkbox"/> 上野原市妊産婦健診時交通費助成内訳書（別紙） <input type="checkbox"/> 妊産婦健診の受診日を確認することができる母子健康手帳等の写し <input type="checkbox"/> 助成金の振込を希望する口座の通帳等の写し
------	---

振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預金種目	普通（総合） ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

(注) 口座名義人は、申請者と同一としてください。

誓約・同意事項（□にレ印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 他の自治体において同様の助成の支給を受けていません。 <input type="checkbox"/> 同様の補助の支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。 <input type="checkbox"/> 支給対象の要件に該当しないことが判明した場合、又は申請内容に偽りその他不正等が判明した場合には、助成金を返還します。 <input type="checkbox"/> 申請内容に係る必要事項の確認のため、担当職員が住民基本台帳や医療機関等へ確認することに同意します。
申請者（署名又は記名押印）

【表】

(別紙)

上野原市妊産婦健診時交通費助成内訳書

受診日時点の住所 (里帰りの場合は居住地)	※申請書の住所地と異なる場合はこちらも記載してください。 (年 月 日から 年 月 日まで)		
同行者氏名 (同行者がいる場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日

1 受診日

妊婦一般	<input type="checkbox"/> 1回目	年 月 日	<input type="checkbox"/> 8回目	年 月 日
健康診査	<input type="checkbox"/> 2回目	年 月 日	<input type="checkbox"/> 9回目	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 3回目	年 月 日	<input type="checkbox"/> 10回目	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 4回目	年 月 日	<input type="checkbox"/> 11回目	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 5回目	年 月 日	<input type="checkbox"/> 12回目	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 6回目	年 月 日	<input type="checkbox"/> 13回目	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 7回目	年 月 日	<input type="checkbox"/> 14回目	年 月 日
	産婦健診	<input type="checkbox"/> 2週間	年 月 日	<input type="checkbox"/> 1か月

2 受診医療機関

医療機関名	_____
所在地	_____
・住所地からの距離(片道)	_____km 所要時間 約 _____分
受診回数	_____回目 ~ _____回目まで 産婦健診 _____回 計 _____回
・居住地からの距離(片道)	_____km 所要時間 約 _____分
受診回数	_____回目 ~ _____回目まで 産婦健診 _____回 計 _____回
※受診医療機関を変更した場合に記載してください。	
医療機関名	_____
所在地	_____
・住所地からの距離(片道)	_____km 所要時間 約 _____分
受診回数	_____回目 ~ _____回目まで 産婦健診 _____回 計 _____回
・居住地からの距離(片道)	_____km 所要時間 約 _____分
受診回数	_____回目 ~ _____回目まで 産婦健診 _____回 計 _____回

3 交通手段

行き	□ 自家用車	□ 自家用車のみを利用した場合 (裏面別表移動手段1の基準額) × (受診回数)	受診回数 _____円 × _____回 = _____円 _____円 × _____回 = _____円	
		□ 自家用車含む複数の移動手段を混 合して利用した場合(右欄には自家用 車分のみを記入し、他の移動手段につい ては次の欄にそれぞれ記入してください。)	自家用車を利用 した片道の距離	受診回数
			_____km × 37円 × _____回 = _____円 _____km × 37円 × _____回 = _____円	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長



上野原市妊産婦健診時交通費助成事業交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上野原市妊産婦健診時交通費助成金の交付について、次のとおり決定したので、上野原市妊産婦健診時交通費助成事業実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

- 1 交付・不交付の別 交付・不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 支払金融機関 申請書に記載のとおり
- 4 不交付の理由（不交付の時）